

34 佐原2丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区	
		文教施設地区	商業・業務施設地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 店舗(物品販売業を営む店舗以外のもの。以下同じ。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの イ 事務所 ウ カラオケボックスその他これに類するもの エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 公衆浴場 カ 自動車教習所 キ 自動車車庫 ク 倉庫 ケ 畜舎 コ 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) サ 自動車修理工場 シ 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9第1項の表準住居地域の欄に定める危険物の数量を超えるもの	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの イ カラオケボックスその他これに類するもの ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの エ 自動車教習所 オ 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの カ 工場(法別表第2(る)第1号に規定するもの) キ 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9第1項の表準工業地域の欄に定める危険物の数量を超えるもの
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の		

	最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	250平方メートル。ただし、公益上必要な建築物(令第130条の4に規定するものをいう。以下同じ。)については、この限りでない。	1,000平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	1.5メートル(幅員が20メートル以上の道路の道路境界線に面する部分は3メートル)。ただし、建築物の敷地面積が250平方メートル未満の公益上必要な建築物については、この限りでない。	1.5メートル(幅員が20メートル以上の道路の道路境界線に面する部分は3メートル)。ただし、建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満の公益上必要な建築物については、この限りでない。
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から20メートル	地盤面から20メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ 危険物の貯蔵又は処理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ 危険物の貯蔵又は処理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設

		<p>の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>ウ 壁面の位置の制限に掲げた距離以上に後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>エ ごみ集積場の周囲に設けるもの</p>	<p>の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>ウ 壁面の位置の制限に掲げた距離以上に後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>エ ごみ集積場の周囲に設けるもの</p>
--	--	---	---